

相談事業の活動実績及びご相談者からのご要望等について

平成 24 年 3 月 8 日

原子力損害賠償支援機構

原子力損害賠償支援機構（以下、「機構」）は、昨年 10 月 31 日（月）より以下の相談事業を実施してまいりました。

- ① 「訪問相談チーム（弁護士・行政書士等により構成）」による福島県内の仮設住宅の集会所及び山形県、新潟県の主要都市の借上会場における無料の対面相談
- ② 機構福島事務所及び県内主要都市における弁護士及び行政書士による無料の対面相談
- ③ 機構本部における行政書士による賠償請求に関する電話での無料の情報提供及び弁護士による無料の対面・電話相談

機構では、去る 2 月 26 日に「訪問相談チーム」による福島県内の全ての仮設住宅に対する巡回相談が一巡したことを踏まえ、これまでの機構の相談事業の活動実績と被害者の方々の主なご要望等を取りまとめました。

なお機構では、引き続き「訪問相談チーム」による二巡目の巡回相談を鋭意展開中です。

問い合わせ先

原子力損害賠償支援機構・円滑化グループ

保住（ほすみ）、林

電話：03-5575-3813

目次

1. 概要	3
2. 相談事業の活動実績	5
3. ご相談者から機構に寄せられたご要望等	6
3.1 損害賠償請求の内容に関するもの	6
3.1.1 精神的損害・生活費増加分	7～8
3.1.2 財物価値の喪失・減少等	9
3.1.3 営業損害等	10
3.1.4 就労不能等に伴う損害	11
3.1.5 自主的避難	11
3.1.6 生命・身体的損害	12
3.1.7 検査費用（人）等	12
3.1.8 一時立入・帰宅費用	13
3.2 請求手続・支払関係	14
3.3 生活全般	15
3.4 政府・東電の取組姿勢に関するご意見等	16
【参考】福島県から山形県・新潟県内に自主的避難された方々から機構に寄せられたご要望等	17
4. 東電請求書を提出されていない理由	18
集計表	別表 1～3

1. 概要

- 機構は、昨年10月31日より「訪問相談チーム」（弁護士・行政書士等により構成）による福島県内の仮設住宅の集会所等における無料の対面相談や、機構本部での電話での無料の情報提供等の相談事業を実施している。
- 本年2月26日に「訪問相談チーム」による福島県内の全ての仮設住宅に対する巡回相談が一巡したところ。
- これまでの機構の相談事業の活動実績及び被害者の方々の主なご要望等を取りまとめ、公表することとした。

① 相談事業の活動実績（平成23年10月31日～24年2月26日）

- ・対面による個別相談 : 延べ2,630組
（福島県内で訪問した仮設住宅のうち、5世帯に1世帯が個別相談にご参加）
- ・電話による情報提供・相談 : 延べ1,880件

② ご相談者から機構に寄せられたご要望等

【表1】ご相談者から機構に寄せられたご要望等（複数回答）

要望項目・内容	件数	%
損害賠償請求の内容に関するもの（詳細は表2を参照）	6,088	100
精神的損害・生活費増加分	2,611	43
財物価値の喪失・減少	1,496	25
営業損害等	945	15
就労不能等に伴う損害、自主的避難、生命・身体的損害 など	1,036	17
請求手続・支払関係	1,017	100
東電請求書がわかりにくく請求する気にならない	440	43
東電から送付されてきた合意書記載の賠償金額が請求額から減額されているが、どの費用がどのような理由で減額されているか分からない	95	9
生活全般	1,361	100
不眠など健康状態が悪化した	529	39
故郷に早期に帰還させて欲しい、元の生活に戻して欲しい	200	15
政府・東電の取組姿勢に関するご意見等	549	100
警戒区域の見直しなど今後の帰還の見通し、方針を明確にして欲しい	112	20
金銭以外の誠意ある対応をして欲しい	73	13
合計	9,015	-

【表2】損害賠償請求の内容に関するご要望等の主な内訳(複数回答)

要望項目・内容	件数	%
精神的損害	882	100
今後の生活の見通しが立たないことに対する不安を賠償して欲しい	202	12
ペットを亡くしたことによる苦痛を賠償して欲しい	110	11
生活費増加分	1,729	100
避難先で購入した衣類、家具の費用を賠償して欲しい	319	18
避難先(親戚・知人宅等)に支払った謝礼等を賠償して欲しい	234	14
財物価値の喪失・減少	1,496	100
所有不動産を買い上げて欲しい	312	21
土地の価値喪失等を賠償して欲しい	262	18
営業損害等	945	100
農林水産業者に関し、その他の逸失利益を賠償して欲しい	205	22
加工流通業者・サービス業者等に関し、その他の逸失利益を賠償して欲しい	153	16
就業不能等に伴う損害	292	100
賠償される期間を明確にして欲しい	52	18
前年度に就労実績がない場合にも適切に賠償して欲しい	40	14
自主的避難	291	100
自主的避難を賠償の対象にして欲しい。避難等に要した費用を賠償して欲しい	205	70
40万円、8万円の賠償金額では足りない	28	10
生命・身体的損害	230	100
避難中に病気にかかった、病状が悪化した、ケガを負った。通院費用等を賠償して欲しい	123	53
検査費用(人)等	122	100
除染費用を賠償して欲しい	68	56
一時立入・帰宅費用	101	100
実際の回数分だけ一時立入費用を賠償して欲しい	61	60
合計	6,088	-

2. 相談事業の活動実績

次の通り、延べ約 2,630 組の対面による個別相談、延べ約 1,880 件の電話による情報提供と電話相談に対応した。

① 訪問相談チーム（平成 23 年 10 月 31 日～平成 24 年 2 月 26 日）

- 弁護士・行政書士等により構成される「訪問相談チーム」が福島県内の仮設住宅の集会所等を巡回するほか、山形県、新潟県の主要都市の借上会場において無料の対面相談を実施。

- 訪問仮設住宅 : 131 箇所（約 9,670 世帯）
- 実施回数 : 延べ 165 回
- 説明会参加者 : 約 2,080 名
- 個別相談件数 : 約 2,050 組

うち福島県内の仮設住宅 約 1,800 組（入居世帯の約 18.6%）

- 延べ派遣人数 : 弁護士 536 名、行政書士 400 名

② 機構福島事務所及び県内主要都市（平成 23 年 11 月 12 日～平成 24 年 2 月 26 日）

- 機構福島事務所（郡山市）及び福島市、会津若松市、いわき市の借上会場において弁護士及び行政書士による無料の対面相談を実施。

- 個別相談件数 : 約 540 組
- 延べ従事人数 : 弁護士 125 名、行政書士 107 名

③ 機構本部（平成 23 年 10 月 31 日～平成 24 年 2 月 26 日）

- 行政書士による賠償請求に関する電話での無料の情報提供

- 対応件数 : 約 1,790 件
- 延べ従事人数 : 行政書士 341 名

- 弁護士による無料の対面・電話相談

- 個別相談件数 : 約 30 組
- 電話相談件数 : 約 90 件
- 延べ従事人数 : 弁護士 54 名

3. ご相談者から機構に寄せられたご要望等

各種相談・情報提供事業を通じて機構に寄せられたご相談者からのご要望等の総件数 : 9,015 件 (平成 23 年 10 月 31 日～24 年 2 月 26 日)

なお、自主的避難等に係る精神的苦痛に対する損害賠償等、中間指針追補や東電により対応済のものもあるが、当該時点のご要望等としてそのまま掲載した。

3.1 損害賠償請求の内容に関するもの 6,088 件 (68%)

賠償請求に関するご要望等のうち最も多かったものは「精神的損害・生活費増加分」に関するもので、43%を占めている。このほか、「財物価値の喪失・減少」、「営業損害等」、「就労不能等に伴う損害」の順となっている。

(複数回答)

内容	件数	%
3.1.1 精神的損害・生活費増加分	2,611	43
3.1.2 財物価値の喪失・減少	1,496	25
3.1.3 営業損害等	945	16
3.1.4 就労不能等に伴う損害	292	5
3.1.5 自主的避難	291	5
3.1.6 生命・身体的損害	230	4
3.1.7 検査費用(人)等	122	2
3.1.8 一時立入費用・帰宅費用	101	2
合計	<u>6,088</u>	<u>100</u>

※四捨五入の関係で合計は必ずしも 100%にはならない。

3.1.1 精神的損害・生活費増加分

3.1.1.1 精神的損害

「今後の生活の見通しが立たないことに対する不安を賠償して欲しい」、「ペットを亡くしたことによる苦痛を賠償して欲しい」などのご要望等が寄せられている。

(複数回答)

内容	件数	%
今後の生活の見通しが立たないことに対する不安を賠償して欲しい	202	23
ペットを亡くしたことによる苦痛を賠償して欲しい	110	12
子供の心の痛手・教育環境の変化を考慮して欲しい	96	11
避難中に病気を悪化させ死亡した方に配慮して欲しい	75	9
慰謝料について避難場所により月10万円/12万円に区分けしないで欲しい	45	5
慰謝料について半年後に月5万円に減額しないで欲しい	37	4
賠償される期間を明確にして欲しい	32	4
帰還した後も賠償を続けて欲しい(早期に帰還した者が損をしないように続けて欲しい)	21	2
その他	264	30
合計	882	100

◎「その他」の内訳

- ・津波により行方不明となった家族の捜索が遅れたことに対する苦痛を賠償して欲しい。
- ・情報がない中で放射能が拡散したところに逃げ、被ばくしたことに伴う苦痛を賠償して欲しい。
- ・避難中に流産した方に配慮して欲しい。
- ・公務等で避難できず残留した者に対する苦痛を賠償して欲しい。

など

3.1.1.2 生活費増加分

「避難先で購入した衣類、家具の費用を賠償して欲しい」、「避難先に支払った謝礼等を賠償して欲しい」などのご要望等が寄せられている。

(複数回答)

内容	件数	%
避難先で購入した衣類、家具の費用を賠償して欲しい	319	18
避難先(親戚・知人宅等)に支払った謝礼等を賠償して欲しい	234	14
離散した家族が相互に訪問するための移動費用など生活費増加分を賠償して欲しい	228	13
自家消費していた野菜等の購入費用を賠償して欲しい	207	12
生活費の増加分を精神的損害から分離して賠償して欲しい	206	12
世帯が分かれて入居している仮設住宅等の光熱費等の増加分を賠償して欲しい	98	6
井戸水から水道利用に変更したことに伴い増加した費用を賠償して欲しい	90	5
避難先で購入した自動車の費用を賠償して欲しい	78	5
その他	269	16
合計	<u>1,729</u>	<u>100</u>

◎「その他」の内訳

- ・増額した携帯電話の通信料を賠償して欲しい。
- ・スタッドレスタイヤの購入費用を賠償して欲しい。

など

3.1.2 財物価値の喪失・減少等

「所有不動産を買い上げて欲しい」、「土地の価値喪失等を賠償して欲しい」などのご要望等が寄せられている。

「住宅ローンを賠償して欲しい」とのご要望等があったご相談者の内訳として、金融機関から支払猶予を受けることなくローン全額を支払っている方が多い。

(複数回答)

内容	件数	%
所有不動産を買い上げて欲しい	312	21
土地の価値喪失等を賠償して欲しい	262	18
避難中に修理不能となった家財道具の減価分を賠償して欲しい	212	14
住宅ローンを賠償して欲しい	143	10
うち、ローン全額を支払中	49	-
うち、ローン全額の支払いを猶予中	10	-
うち、ローン元本の支払いを猶予中(利子のみ支払い中)	8	-
賠償指針を早急に明確にして欲しい	131	9
残留した自動車を賠償して欲しい	63	4
代替地を提供して欲しい	51	3
その他	322	22
合計	<u>1,496</u>	<u>100</u>

※四捨五入の関係で合計は必ずしも100%にはならない。

◎「その他」の内訳

- ・放射能汚染された庭木・盆栽等を賠償して欲しい。
- ・自動車等の減価分等を賠償して欲しい。
- ・農機具等のローンを賠償して欲しい。
- ・山林を買い上げて欲しい。
- ・家財等の盗難被害を賠償して欲しい。 など

3.1.3 営業損害等

「農林水産業者に関し、その他の逸失利益を賠償して欲しい」、「加工流通業者・サービス業者等に関し、その他の逸失利益を賠償して欲しい」などのご要望等が寄せられている。

(複数回答)

内容	件数	%
農林水産業者に関し、その他の逸失利益を賠償して欲しい	205	22
加工流通業者・サービス業者等に関し、その他の逸失利益を賠償して欲しい	153	16
個人事業主／法人に関し、アパート・貸店舗・宅地等の家賃収入等を賠償して欲しい(貸主)	80	8
加工流通業者・サービス業者等に関し、風評被害(買い控え等による被害)を賠償して欲しい	70	7
個人事業主／法人に関し、事故前の売り上げに戻るまで完全賠償して欲しい	47	5
その他	390	41
合計	<u>945</u>	<u>100</u>

※四捨五入の関係で合計は必ずしも100%にはならない。

◎「その他」の内訳

- ・販売先・調達先である第一次被害者の避難、事業休止等に伴って必然的に生じた営業損害(減収分・追加的費用)を賠償して欲しい
- ・農林水産業者に関し、風評被害(買い控え等による被害)を賠償して欲しい。
- ・個人事業主／法人に関し、農地・田畑の賃貸収入料を賠償して欲しい(貸主)
- ・加工流通業者・サービス業者等に関し、事業へ投下した資本その他の財物価値の喪失または減少を賠償して欲しい。 など

3.1.4 就労不能等に伴う損害

「賠償される期間を明確にして欲しい」、「前年度に就労実績がない場合にも適切に賠償して欲しい」などのご要望等が寄せられている。

(複数回答)

内容	件数	%
賠償される期間を明確にして欲しい	52	18
前年度に就労実績がない場合にも適切に賠償して欲しい	40	14
内定解消による損害を賠償して欲しい	24	8
新たに働いた分だけ賠償額を減らすのは止めて欲しい	19	7
その他	157	54
合計	292	100

※四捨五入の関係で合計は必ずしも 100%にはならない。

3.1.5 自主的避難

「自主的避難を賠償の対象にして欲しい。避難等に要した費用を賠償して欲しい」、「40万円、8万円の賠償金額では足りない」などのご要望等が寄せられている。

(複数回答)

内容	件数	%
自主的避難を賠償の対象にして欲しい。避難等に要した費用を賠償して欲しい	205 (注)	70
40万円、8万円の賠償金額では足りない	28	10
自主的避難の対象区域を23市町村に限定しないで欲しい	13	4
その他	45	15
合計	291	100

(注) うち 98 件は山形県・新潟県内の自主的避難者からの回答 (詳細は P. 17 を参照)。

※四捨五入の関係で合計は必ずしも 100%にはならない。

3.1.6 生命・身体的損害

「避難中に病気にかかったこと等による通院費用等を賠償して欲しい」などのご要望等が寄せられている。

(複数回答)

内容	件数	%
避難中に病気にかかった、病状が悪化した、ケガを負った。通院費用等を賠償して欲しい	123	53
子供の将来の健康被害について長期的に賠償して欲しい	58	25
避難中に死亡した方に関する損害を賠償して欲しい	28	12
その他	21	9
合計	<u>230</u>	<u>100</u>

※四捨五入の関係で合計は必ずしも100%にはならない。

3.1.7 検査費用（人）等

「除染費用を賠償して欲しい」などのご要望等が寄せられている。

(複数回答)

内容	件数	%
除染費用を賠償して欲しい	68	56
線量計・放射線量測定器の購入費を賠償して欲しい	39	32
その他	15	12
合計	<u>122</u>	<u>100</u>

3.1.8 一時立入・帰宅費用

「実際の回数分だけ一時立入費用を賠償して欲しい」などのご要望等が寄せられている。

(複数回答)

内容	件数	%
実際の回数分だけ一時立入費用を賠償して欲しい	61	60
一時立入の際の家財道具の移動費用を賠償して欲しい	14	14
その他	26	26
合計	<u>101</u>	<u>100</u>

3.2 請求手続・支払関係 1,017件（11%）

「東電請求書が分かりにくい」、「東電から送付された合意書記載の賠償金額が請求額から減額されているが、どの費用がどのような理由で減額されているか分からない」などのご要望等が寄せられている。

（複数回答）

内容	件数	%
東電請求書が分かりにくく請求する気にならない	440	43
東電から送付されてきた合意書記載の賠償金額が請求額から減額されているが、どの費用がどのような理由で減額されているか分からない。東電に問い合わせても説明がない	95	9
請求したが支払いが迅速に行われない	64	6
領収証がないが、賠償請求したい	61	6
年金生活者のため、賠償金額から仮払金が差し引かれるのが不安	47	5
東電請求書の書き方が分からない。書き方を教えて欲しい	45	4
その他	265	26
合計	<u>1,017</u>	<u>100</u>

※四捨五入の関係で合計は必ずしも100%にはならない。

◎「その他」の内訳

- ・東電が合意書で示す賠償金額に納得がいけないが、生活が苦しいのでやむなく合意書に署名している。
- ・自宅が対象区域なのに東電から請求書が送られてこない。
- ・東電請求書の文字を大きくして欲しい。
- ・賠償請求や申立てに要する弁護士費用を賠償して欲しい。 など

3.3 生活全般 1,361件 (15%)

「不眠など健康状態が悪化した」、「故郷に早期に帰還させて欲しい、元の生活に戻して欲しい」などのご要望等が寄せられている。

また仮設住宅に関しては、狭隘や寒さを訴えるものが多い。

(複数回答)

内容	件数	%
不眠など健康状態が悪化した	529	39
故郷に早期に帰還させて欲しい、元の生活に戻して欲しい	200	15
仮設住宅を改善して欲しい	196	14
うち 狭い、物置が欲しい	109	—
うち 寒い、結露がひどい	57	—
うち 隣家への音漏れが気になる	25	—
除染を早期に実施して欲しい	117	9
その他	319	23
合計	<u>1,361</u>	<u>100</u>

※四捨五入の関係で合計は必ずしも 100 にはならない

◎「その他」の内訳

- ・政府、東電の職員に仮設住宅に住んで欲しい。実態が分かるはず。
- ・定期健康診断等で長期的に健康状態を把握できるようにして欲しい。
- ・福島県民というだけで負担を強いられている（結婚、車のナンバープレート、学校生活等）。

3.4 政府・東電の取組姿勢に関するご意見等 549件（6%）

「警戒区域の見直しなど今後の帰還の見通し、方針を明確にして欲しい」、
「金銭以外の誠意ある対応を示して欲しい」などのご要望等が寄せられている。

（複数回答）

内容	件数	%
警戒区域の見直しなど今後の帰還の見通し、方針を明確にして欲しい	112	20
金銭以外の誠意ある対応を示して欲しい	73	13
原発事故を早期に収束させて欲しい	51	9
中間指針に具体的に規定されていない損害についても東電は賠償して欲しい	48	9
その他	265	48
合計	<u>549</u>	<u>100</u>

※四捨五入の関係で合計は必ずしも100にはならない

◎「その他」の内訳

- ・東電コールセンターの対応が不誠実である。
- ・東電の担当者により対応が違いすぎる
- ・正確な情報を開示・発信して欲しい。

【参考】福島県から山形県・新潟県内に自主的避難された方々から 機構に寄せられたご要望等

機構が山形県・新潟県内で行った個別相談において、自主的避難された方々から寄せられたご要望等の概要は以下のとおり。

- 対象期間 : 平成 23 年 12 月 23 日～24 年 2 月 25 日
- 個別相談件数 : 約 140 組

○損害賠償請求の内容に関するもの

「離散した家族が相互に訪問するための移動費用など生活費増加分を賠償して欲しい」、「避難先で購入した衣類、家具の費用を賠償して欲しい」などのご要望等が寄せられている。

(複数回答)

内容	件数	%
離散した家族が相互に訪問するための移動費用など 生活費増加分を賠償して欲しい	32	13
避難先で購入した衣類、家具の費用を賠償して欲しい	20	8
子供の将来の健康被害について長期的に賠償して欲しい	19	8
就労不能等に伴う損害を賠償して欲しい	15	6
今後の生活の見通しが立たないことに対する不安を賠償して 欲しい	13	5
その他	154	61
合計	253	100

※四捨五入の関係で合計は必ずしも 100%にはならない。

4. 東電請求書を提出されていない理由

東電に対する賠償請求件数が伸び悩んでいる事情を調査するため、「訪問相談チーム」による巡回相談及び機構福島事務所・福島県内主要都市における対面相談において、相談者からその事情を聴取した（平成23年11月19日～平成24年2月26日）。

未請求の理由としては「請求書の内容が理解しにくく、記入できない」が最も多く、全体の34%を占める。

(複数回答)

理 由	件数	%
請求書の内容が理解しにくく、記入できない	660	34
東電の賠償金額・基準に納得がいかない	407	21
今すぐ請求する必要はなく、様子を見たい	263	13
知人などからすぐに出さない方が良いと言われている	222	11
証明書類がなく、あきらめている	127	6
今回の請求が仮払い金額内のため、請求しても意味がない	49	3
その他	244	12
合計	1,972	100

(参考) 対象相談者数	2,252 組	(100%)
うち、既に東電に対して請求書を送付済みの方	871 組	(39%)
うち、未だ東電に対して請求書を提出されていない方	1,279 組	(57%)
うち、不明	102 組	(5%)

※四捨五入の関係で合計は必ずしも100にはならない